

周波数オークションに関する懇談会（第6回会合）議事要旨

1 日時

平成23年7月8日（金） 10時30分－12時00分

2 場所

省議室

3 出席者（敬称略）

（メンバー：50音順、敬称略）

大谷和子、鬼木甫、服部武、林秀弥、藤原洋、三友仁志、森川博之、山田澤明、吉川尚宏

（総務省）

平岡総務副大臣、森田総務大臣政務官、小笠原総務審議官、桜井総合通信基盤局長、吉田電波部長、前川総合通信基盤局総務課長、渡辺電波政策課長、野水企画官

（事務局）

電波政策課

4 配布資料

- 資料6-1 諸外国のオークション制度
- 資料6-2 諸外国の主要なオークション
- 資料6-3 周波数オークションの導入に関する提案募集及び再提案募集の結果について
- 資料6-4 周波数オークションの導入に関する公開ヒアリングの結果について
- 参考資料6-1 周波数オークションの導入に関する再提案
- 参考資料6-2 周波数オークションに関する懇談会（第3回会合）議事要旨
- 参考資料6-3 周波数オークションに関する懇談会（第4回会合）議事要旨
- 参考資料6-4 周波数オークションに関する懇談会（第5回会合）議事要旨

5 議事概要

(1) 開会

(2) 海外調査結果について

- 事務局から資料6-1、6-2に基づいて発表がなされた。

- 以下の通り質疑応答・意見交換が行われた。

（鬼木構成員）

- ・ 質問二点と、意見ないし要望のようなものを一点申し上げたい。第一の質問は資料6-1の12ページの「入札方法、入札状況の公表方法等」である。ここに直接載っている項目ではないが、免許の区割りというか、地域割りや周波数帯区分が基礎的な条件として関係してくると思う。ここで調査された各国では、アメリカなど複数の細かく分けたオークションもあると聞いているので、その点でおおよそのことが分かれば、教えていただき

たい。

- ・ それから質問の二点目は同じ資料の 19 ページの、電波利用共益事務費用との関わりである。先程のご説明でこの事務費用、日本では電波利用共益事務費用という用語が使われているが、数年前から単なる事務費用でなくて経済的価値を考慮した電波利用料という用語が使われており、そういう概念が導入されて対応する利用料の増額がなされてきたという経緯があると理解している。したがって、ここで事務費用とお書きになって質問調査されたと思うが、実際に米英独仏韓と 5 か国挙がっている中で、日本で言う名前はともかくとして、本当の事務費用にあたる部門と経済的な価値にあたる部門を分けて考えた場合に、それぞれの国がオークションの代価とどういう具合に関わりを持たせているかを教えていただきたいと思う。
- ・ それから、意見と要望だが、座長が先程おっしゃったように、大変なご苦勞をされて立派な価値のある資料が揃ったと思う。まずはご苦勞に対して感謝というかアプリーゼイトさせてもらいたいと思う。
- ・ 要望は、この資料を見ると各国で色々違いがあるけれども、根拠条文と言うか、ここにお書きになった情報が一体どこから出てきたものか、それを具体的に書いていただくと、これをベースにして勉強したり調査するということに大変役に立つと思う。これが要望である。また、会議資料のような形で一般の人が見られる形で公表していただければと思う。
- ・ また、感想だが、我々のためにこの会のために苦勞をしていただいたが、私は自分のプレゼンテーションのところでも申しあげたが、世界の 200 か国のうちでオークションを実施しているのは一番広げても 50 か国くらいで、あとの 150 か国はまだ今からである。日本にこういう資料があって、誰かが英訳をして紹介すれば、それが広まり、他の国のためにもなるのではないかと思うので、そのためにも根拠資料や条文がついていると後の調査に都合がよろしいのでその点をお願いしたいと思う。

(三友座長)

- ・ ありがとうございます。四点あったかと思うが、最初の二点は直接内容にかかわるもので、残りの二点はこの資料そのものの価値の高さ、それからそれに基づいてできるだけ役立つような形で公表していただきたいということだと思いますが、後談の二つについては私もまったく異存がないところですので、どういう風にするかということはまたこれは具体的に皆さんとも相談しながらということになろうかと思います。
最初の二つのご質問、地域の区割りのことと、それから共益事務費とオークションの対価との関係のところ、何か説明ができるようでしたら追加をお願いします。

(事務局)

- ・ まず地域割りについて。イギリス・ドイツについては、いずれも全国エリアをブロックとしている。アメリカについては、先程挙げた主なオークションの広帯域 PCS の AB ブロック、これは主に大企業を念頭に置いた周波数であり、とはいえ全米は広いので全米を 51 に区分している。PCS オークションの C ブロックは、中小企業を念頭に置いているもので、全米を 493

に区分している。700MHz オークションについては、ブロックごとにエリアの割り方を違えており、一番大きいブロックでいうと、全国で一つというブロックになっている。一番細かく分けたところでは 734 に分けたブロックもある。あとは、12、176 という分け方をしたブロックもある。

- ・ 19 ページの質問であるが、まず日本の電波利用料だが、確かに経済的価値も考慮してということにはなっているが、現在の法制度では、電波利用料を充てるべき費用は、電波利用共益事務の処理に要する費用と法律上定義されている。そのため、事務費用以外のものに充てるということは法律上になっていない。そのうえで、各国で事務費用以外の料金的なものを取っている場合にどう扱っているかという話だが、まず、アメリカはそういうものを取っていない。イギリスは、そういうものがあるが、オークションで払った場合にはそういうものを払う必要はないということになっている。ドイツについては、これから調査しなければいけないところである。フランスは、周波数オークション自体は未実施であり、整備されていないので、まだ規定がなくわからない状況である。韓国については、携帯電話についてこれまでそういう使用料的なものがあったが、それについてはオークションが入れば多分取られなくなるだろうと思う。

(鬼木構成員)

- ・ 揚げ足を取るわけではないが、日本における事務費用か否かの考え方で、法文上は確かにそうなっているかと思うが、これまでの電波利用料の調査報告書を読んだ覚えがあり、その中で経済的価値を含めたということを書いている。実質上は経済的な価値を入れた電波利用料という考え方になっているのではないか。もしそうでなければ、法律に反するという事になってしまうのではないか。

(事務局)

- ・ 電波利用料の用途として、共益事務の費用に充てるというようになっている。それをどういう割合・配分で取るかというときに、一律に機械的にとるのではなくて、それぞれが使用する電波の経済的価値に応じて負担割合を決めるという部分がある、ということである。インについては経済的価値を勘案しているが、アウトについてはあくまでこの費用に合っているということである。

(三友座長)

- ・ 私の理解もそのようになっており、経済価値の反映、経済価値とは何かというのを電波利用料の委員会ですんざん議論した記憶があるが、収入のところの負担の割合が経済価値を反映したという形であり、総額は決まっている額を集めるという形になっていたというように理解している。

(藤原構成員)

- ・ 大変有益な資料を作成していただき、ありがとうございます。
資料 6-1 の 12 ページ目と資料 6-2 の 1 ページ目を関連づけて質問させていただきたい。皆さん御存知のように、ドイツで 2000 年に行われた 3G

のオークションでは、値段が大変高騰し、イギリスでもかなり高騰した。しかし、ドイツでの二回目のオークションの時、そんなに高騰しなかった。この理由があれば、教えてほしい。また、イギリスは価格の高騰を抑えるためにセカンドプライス方式を導入しようとしているのか。

(事務局)

- ・ ドイツについては、まだ直接ヒアリング等できていないため、はっきりとは分からないが、制度的に低廉化を目指した制度改革が行われたかという点、必ずしもそうではないと思う。やはり 2000 年の IT バブルの影響や市場環境の影響、学習効果なども大きく働いていると思う。

イギリスについては、ヒアリングを行った当局は、そもそも 2000 年に行ったオークションの落札価格は高騰したわけではなくて、当時の市場の状況に応じて決まったわけであり、当時の適正な価格だと評価している。その反省に基づいて、制度をあえて変えるつもりはないということである。

(三友座長)

- ・ イギリスでは、セカンドプライス方式を採用したということか、もしくは、これから採用するという点か。

(事務局)

- ・ セカンドプライス方式が政府側の案としてパブリックコメントにかけられたという状況である。

(三友座長)

- ・ 採用するかどうかは分からないが、その可能性が非常に高いと。セカンドプライス方式が採用されるとすれば、初めてのケースか。

(事務局)

- ・ 主要国の携帯電話分野で言えば、初めてのケースだと思うが、実際イギリスでは、過去数年間にわたって行われた小さなオークションではセカンドプライス方式がすでに採用されているので、実績という意味では過去に例がある。

(大谷構成員)

- ・ 大変価値のある資料をありがとうございます。
資料に関して 3 点、質問させていただきたい。

一点目、資料 6-1 の 13 ページ目にエリアカバー率の義務づけの規定を調査していただいているが、実際、義務違反が生じた例はあるのかどうか。また、義務違反が生じた場合、それに対して、免許の失効や電波の返却などが行われた例はあるのか。

二点目、資料 6-1 の 18 ページ目に二次取引制度について記載があるが、実際二次取引が行われたケースはあるのか。調査が進んでいるようであれば、実例を教えてください。

三点目、資料 6-2 の 7 ページ目に記載されているドイツで行われた 2000 年の 3G オークションについて、新規参入者が撤退した後の 3 ブロックが

未利用であるにも拘わらず、周波数が返却されていない状況のようだが、支障はないのか。

(事務局)

- ・ 一点目については、イギリスの3Gオークションで落札した事業者のうち、一者が義務に違反したという例がある。当時、義務違反時の措置を發動するかどうかが議論になったが、設定されたエリアカバー率を達成しなければならない期限から4ヶ月後にそのエリアカバー率を達成し、立ち消えになったと聞いている。
- ・ 二点目については、今手元に資料がないため明確な数字を申し上げることはできないが、アメリカにおける二次取引制度は歴史があり、かなり頻繁に取引が行われている。ヨーロッパ諸国については、二次取引制度は比較的最近できた制度なので、それほど実績があるわけではないと聞いている。
- ・ 三点目については、その3ブロックはTDD用の周波数であり、イギリス、ドイツではそれらの周波数が使われていない状況が続いている。ヒアリングの際、このことについて特定して尋ねたわけではないが、イギリスの当局は、条件が付されている場合を除き、どう使うかについては落札者の自由だということで、必ずしも問題視しているわけではないと一般論では言っていた。つまり、他のオークションにおいても同様に、エリアカバー率などの義務が付されている場合を除き、落札者が落札した周波数を使わないこと自体については問題視しないとのことである。ドイツについては、まだ十分な調査できていないが、TDD用としてオークションにかけた周波数をLTE用としてオークションにかけた周波数とペアで使うことを可能にする措置が取られるとのこと、なるべく未利用の周波数が活用される可能性を探っているような印象を受けた。

(大谷構成員)

- ・ 二次取引についてアメリカではいくつか例があるということなので、二次取引が落札後の電波の利用状況やサービスの展開にどんな影響を与えているのかということについて、事務局で御存知であれば、情報をいただきたい。

(事務局)

- ・ 別途用意することとしたい。

(林構成員)

- ・ 今回の資料は大変有益なものである。ありがとうございます。
資料に関して三点、質問させていただきたい。
一点目、欧米などではオークションの実施計画の策定から実際実施に至るまでどのくらいの準備期間を設けているのか、また、どのようなスケジュール感なのか。その制度設計について教えてほしい。
- ・ 二点目、再免許の取扱いについて、資料によれば、免許の更新が可能であり、制限がないと。更新手数料のようなものがあるかと思うが、もしそ

れが低廉な額であるならば、一度落札された周波数は落札者がずっと使用できるという理解は正しいか。

- ・ 三点目、落札者が破産した場合、落札した周波数の免許を取り消し、周波数を没収することになるかと思うが、欧米では簡単に周波数を返してもらえ制度設計になっているのか。落札した周波数帯は破産財団に帰属するとして、周波数の取消・没収が、場合によっては訴訟になることも考えられるのではないか。現にアメリカでは、落札した周波数帯は会社の財産であり、連邦破産法により保護されているため、FCC による免許取消は違法であるとして裁判所に提訴し、結局最高裁まで争われ、最高裁は、FCC による免許没収は連邦破産法違反に当たるとして、落札事業者に免許を返還するよう命じたと聞いている。そのような事態を避けるための知恵みたいなものがあるのかどうか、教えてほしい。

(事務局)

- ・ 一点目については、オークション導入の一つの目的としては比較審査と比べて手続きが迅速であるということが挙げられる。しかし、イギリスで話を聞いたところ、当初はそう思われていたが、実際にはオークションも時間がかかると回答を頂いている。それはやはり一つ一つのオークションについて市場状況を調査して、どのような制度設計が良いか決めなくてはならないため、それなりに時間がかかる。オークションごとに異なると思うが、半年もしくはそれぐらいの単位の時間がかかるようである。
ちなみにアメリカの 700MHz 帯のオークションは規模が大きい話なので、何年もかけて制度設計していたはずである。
- ・ 二点目については、国によって状況は異なるのかもしれない。例えばイギリスの場合、周波数監理上必要がある場合は、5年の期間を置いて、免許を取り消す措置を講じているとのことである。
それに対して、アメリカでは、通信事業者はオークションの払込金を無形資産に計上して償却しないこととしている。その決算書の注などを確認したところ、「なぜ償却しないのか。」という問いに対して、「基本的にはこれまで免許というものは自動的に更新が認められてきたものであり、その状況が変わる可能性は今のところ極めて小さいという理由から、我々は償却しない。」と書かれている。そういう意味で、将来の免許継続に対する期待があるのではないかと思う。
- ・ 三点目についてはそこまで詳細に諸外国の状況を調べていないが、アメリカの例で言うと、PCS オークションの C ブロックの時は分割払いが認められていたが、落札者はお金を払いきっていないのに倒産してしまった。FCC はその周波数を取り上げて、再度オークションにかけようとしたが、債権者のほうがそれはおかしいということで訴訟を起こした。最終的には和解をして、破産した側にある程度お金が行くように処理がなされたと聞いている。よって、破産した場合であっても、基本的には周波数は落札者が留保したままで、債権者がその周波数をどう扱うかということになるかと思うが、二次取引との関係もあり、日本においては実際どうするかということについては、今後の検討対象だと思う。

(服部構成員)

- ・ 大変貴重な資料をありがとうございます。
印象としては、各国それぞれの状況として色々なスタイルがあると感じた。
アメリカの場合、状況が少し異なると感じている。アメリカでは行政手数料として、どの程度の金額が徴収されているのか。
また、日本では「電波利用共益事務」が法律的な名目ということだが、米国では、どのように使われているのか教えていただきたい。つまり、行政手数料というものの実態が分かれば教えていただきたい。
- ・ フランスの場合、オークションは未実施だが、電波利用料というものをどのように考えているのか、あるいは、現在どうなっているのか教えてほしい。フランスの考え方は、オークション的な考え方と比較審査的な考え方を折衷したようなもので、一つの正しい方向かと思う。
- ・ 日本の場合、確か電波政策ビジョンを作ったときに、電波利用料の用途を研究開発の方向へ少し広げたと思うが、それも法律上は事務費用という形で使われているのかどうか確認させていただきたい。
- ・ 今後 LTE に関するオークションが色々な国で行われる可能性があるということだが、資料には「LTE 等オークション」と書かれている。3G のときは3G に限定したと思うが、テクノロジーフリーというか、携帯電話用としてオークションにかけるというのが今後の各国の方向なのか、それとも LTE に限定するのか。テクノロジーとしてどこまで縛りをかけるのか教えてほしい。

(事務局)

- ・ まずテクノロジーフリーについて、資料6-2の7ページ目などを見ていただくと、例えばイギリスでは「LTE 等オークション」という書き方をしている。ここでは「LTE 等」と書いているが、イギリスでは技術中立性を謳っているのも、必ずしも対象は携帯電話サービスに限らない。ただ念頭に置いているのは LTE や WiMAX のような高速携帯電話サービスである。
ドイツは「LTE オークション」と書いているが、ドイツも技術中立性により、周波数の用途を LTE に限定しているわけではない。ただし、ドイツは WiMAX 向けに周波数オークションを既に行っていることから、主に念頭に置いているのは LTE だろうということで「LTE オークション」としている。
なお、ドイツの場合は電気通信業務用という縛りはある。
- ・ 日本の電波利用料については、周波数の利用の効率化につながるような研究について電波利用料が充てられている。これは電波を利用している方々すべてにメリットがあるということで、電波利用共益事務の一つとして法律に記されている。
- ・ 米国の行政手数料については、アメリカでは周波数監理を含む FCC の行政費用を回収する目的で、FCC が徴収することになっている。その収入総額は、2009 年のデータでは約 3.6 億ドルである。これは様々な手数料の総額であり、無線関係の手数料はそのうちの 3 割程度ではないかと思う。
- ・ フランスについては、別途回答させていただきたい。

(森川構成員)

- ・ 今回まとめていただいた資料は、しっかりとしており、貴重だと思う。資料を拝見するに、諸外国とも試行錯誤しながら工夫して進められていると感じた。一点、感想というかコメントをすると、免許の有効期間が、事業者側からみても、規制当局側から見ても、あいまいになっている。周波数オークションは、新規参入にあたっては透明性が確保できる点は良いが、その周波数帯をいつまで使えるかについては、その時点ではざっくりとした指針もあまりなく、おそらく、事業者側からみれば、ずっと使えるのではないかという期待感がある。そうすると、例えば先ほどの、イギリスの技術中立性のような考え方からいうと、その周波数帯はかなり長い間使えるかもしれないと事業者側に期待させてしまうこともありうる。従って、そのあたりをどのように考えていくのかが、おそらく悩ましいところかと思った。
- ・ そこで、このあたりのことに関して、ご存知の方がいれば教えていただきたい。応札する事業者は、再免許とか、その、割り当てられた周波数帯に関しては、大体何年間くらい想定して応札しているのか。

(三友座長)

- ・ 技術やその国の状況によっていろいろ異なるだろうが、事務局のほうで何かご存知か。

(事務局)

- ・ 今の点は承知していない。

(三友座長)

- ・ 構成員の方からはいかがでしょうか。想定されている免許期間というのが一つのキーだと思う。

(藤原構成員)

- ・ イギリスなどは、テクノロジーフリーで放送まで入っているところがあると思うが、日本としては、技術革新の進展度を正確に予測する必要があると思う。例えば20年と決めてしまうと、たぶん、携帯電話等のスピードからすると長すぎるように思う。更新ができるというのはいいと思うが、20年というのは長すぎる。

(三友座長)

- ・ これについては、制度設計をする際の議題になるかと思うが、現時点ではそのことをテイクノートするということで、この先の議論に続けていきたいと思う。

(山田構成員)

- ・ 詳細な分析大変有難うございました。質問というよりも、解釈に関して確認ということで二点ほど、こういった理解でいいのかということをお尋ねしたい。一つは、オークションの導入の目的としてスピードや迅速性というものが、海外の場合は大きな目的としてあるという理解をした。透明性や効率

利用以外に、スピードというものが実は大変重要視されて欧米ではこういった制度が用いられている、というのが私にとって新しい発見であったのだが、そういった考え方でいいのかどうか。実際には時間が予想外にかかったケースもあるようだが、本来、比較審査方式は非常に時間がかかり、そんなことやっていられないということでオークションを導入した、という理解でいいのかどうか、というのが一点目。

- ・ それから、もう一つが償却・非償却、先ほどの免許の有効期限とも関係していると思うのだが、米国の場合は非償却ということだから、バランスシート上は資産に無形資産として計上されるがコストとしては計上されない、ということで、ある意味バランスシートが膨らみ、キャッシュも出ていくが、損益計算書上はコストとしては計上されない。ただし、英国は償却する。その再免許時には、実際にはオークションをやらない可能性がある。免許には有効期限が定められているが、実際には、償却していないというケースもあるのか。再免許されたりこれまでそういった期限切れになったケースがないので会計上は償却していないケースもあるということか。これは、場合によっては非償却の性格のもので、電波利用料と別次元の性格のものなのか。つまり、少なくとも会計上の処理から見ると、電波利用料と性格が全く異なる。また、いずれの国においても、仮に償却しないのなら、それは損益計算書上はコスト経費とならないという理解でよろしいのかどうか、この二点伺いたい。

(事務局)

- ・ まず、目的の所で、迅速性というのが諸外国で理由になっていたのかという話だが、アメリカの場合で言うと、もともと比較審査においては非常に時間がかかっていて、かつ、事後的に異議申し立てとか訴訟とか頻発してなかなか決着がつかないというような問題があった。そうした事態を解決するために、くじ引き制度を導入した。くじ引き制度は迅速性という意味ではよかったが、いろいろ問題が出てきたのでオークションを導入した。こういう経緯から、比較審査との関係では、やはりオークションの迅速性という点にメリットがあるということが強調されている。それ以外の国においても、先ほどの資料6-2の2ページにあるように、それぞれの国、特にイギリスとかフランスにおいては迅速性ということを理由に挙げている。それから、償却の話は、アメリカは償却をしていない、英・独については償却をしている。なので、アメリカについて言えば損益計算書上には反映されないという風になるかと思う。

(吉川構成員)

- ・ まず、事務局の皆さん詳細に調べていただきましてありがとうございます。今の、山田さんの発言とも関係するが、私もこの資料6-1の16ページの会計処理は面白いなと思った。ボーダフォン、ドイツテレコム、イギリス、ドイツは実質的には再免許時にはオークションしないというものの、彼らは償却をしている。他方、アメリカの方は非償却でバランスシートにインタンジブルのアセットにそのままのっている。日本が多分これから会計基準をEU会計基準のIFRSに合わせていくことになると、多分、日本の場合これを償

却する必要性が出てくるのかなと思った、というのが一点目。

- ・ それから、フランスの例を資料6-2の10ページでお示しいただいた。オープン度合いによってなぜ係数が1か1.5か1.75か2かということはわからないが、これは人工的な係数と思われるが、非常に面白い例だ。ある意味で、以前平岡副大臣が、難しい連立方程式を解かないといけないとおしゃっていた問題の一つが、オークションで仮に値段が上がるとオープン性がかえって損なわれる、接続料金が上がってオープン性が損なわれるということを懸念されていたと思うが、フランスのこのやり方は参考になるのかなと思った。結果として、SFRとオレンジが入札している。これらの事業者のMVNO受け入れレベル1ということは一番低いということか。

(事務局)

- ・ レベル0というのが何も約束しないという、言い換えると、オープン性が一番低いというもの。

(吉川構成員)

- ・ 0のほうがクローズドで、1というのは低い方に近いということか。

(事務局)

- ・ 2010年のオークションと一緒に、レベル0からレベル3まであり、レベル0が最低、レベル3が一番高い。係数としてはレベル0が1、レベル3が2。

(吉川構成員)

- ・ レベル1ということはあまりオープンではないということか。

(事務局)

- ・ 下から二番目ということ。

(吉川構成員)

- ・ 入札されたのはいいが、結果的に2社はかなりクローズドなキャリアだったということになる。多分日本の場合はその辺、競争政策との関係を考慮しながら、事業者を選ぶということを今後取り組んでいかなければいけないというように思う。
- ・ 最後のコメントだが、先週私どもアジアの情報通信の関係者が集まる機会があり、そこで各国のLTEのことが話題になったが、韓国や他のアジア地域を聞いてみると4GというとLTEのことらしい。3.9Gって知っているかといったら、知らない。われわれが、本当にこれからどのシステムを対象とするかについて、世界でかなり認識が違っている。言葉の定義というか、どの辺をこれからターゲットにするか、ある程度グローバルな統一基準を持っている必要があると思う。

(三友座長)

- ・ 事務局の方から今の点いかがか。特に、LTEと4Gの混同というのは日本

の問題としてあるが。

(事務局)

- ・ 今回の諸外国の調査では、諸外国で4Gオークションと言っている例もあるが、ここは混同を避けるためにあえてLTEと書き換えているところもある。厳密に、世界的に言葉を定義すれば今のLTEというのは第4世代には当たらないが、諸外国ではある意味自分たちの勝手にLTEとか、場合によってはWiMAXも4Gと言っていることもある。言葉というより、中身としてどれをオークションの対象にするかということを検討していただくべきと思うので、その点は、混同を避けるように言葉使いには注意しながら、ただ中身の方をご審議いただければというように思っている。

(三友座長)

- ・ 日本の厳格な言葉の使い方は海外とは違っているということはある、注意しながら今後議論を進めていきたいというように思う。あと、フランスの方法は比較審査方式とオークション方式を組み合わせたようなもので、非常に面白いのだが、実際的な問題点もかなりあると思うので、この辺もちょっと中身を精査していただければというように思う。

(鬼木構成員)

- ・ 先ほどの電波利用料の事務費用の話で、アウトが事務費用であれば、事務費用に入らない予算支出項目の例はどんなものがあるかということをお聞きしたい。ご説明のとおりであれば、事務費用というのは全く白紙であって、どんな費用であれ電波法で支出項目として追加すれば事務費用になってしまうのではないか。服部先生の話では研究費も事務費用だというご説明だった。こちらの疑念としては、その研究費用支出のための事務局の費用でなく、研究者が研究目的のために支出する費用も事務費用であるとすれば、非常に広い領域に使われることもあるので、入らない例はどんなものがあるのかという質問です。

(事務局)

- ・ まず、事務費用には、研究開発的なものも入っており、これはあくまで電波を利用している免許人の皆様すべてに共益的に利益が及ぶような研究開発ということ。周波数の効率化が図られれば、その分周波数が少なくても必要なサービスが提供でき、ほかの人にも使える余地が生じてくるということで、全免許人に最終的にメリットが及ぶことから、この電波利用共益事務にあたるというようになっている。ただ、同じ研究開発でもそうした周波数の効率化とは関係が無いようなものについては、当然、電波利用共益事務には当たらないので、それは、一般財源の方から支出するというようになっており、総務省の電波部の予算もその二つの種類に分かれている。

(鬼木構成員)

- ・ そうすると、ここで使われている共益事務費というのは共益のほうに主たるウェイトがある。で、共益のために支出する費用と書いても一向に差し支

えないと、事務という言葉は余分な言葉であるという風に受け取れるがそれでよろしいか。

(事務局)

- ・ 法律上そのように定義されており、余計という言い方がいいかどうかは分からないが、共益というところはかなりウェイトがあるということではあると思う。免許人が共通的に利益を受けるといような事務にかかる経費だということである。

(事務局)

- ・ 研究開発の関係でさらに追加すると、電波の利用であれば何でもいいというわけではなくて、技術の導入や研究開発の実施は周波数の有効利用を図るという行政目的のために行う事務であることから、事務という言葉を使用しているものである。

(鬼木構成員)

- ・ もし法律に事務という言葉が入っていないくて共益費用とだけ仮に書かれていたとする。その場合、法律の解釈として現在の共益事務費用と書いている場合の解釈と、共益費用と書かれている場合の解釈との違いは出てくるのか、それとも出てこないのか。

(事務局)

- ・ 電波利用料の用途は、法律で11項目に限定的に列挙されており、その列挙されている事務を包括的に共益事務と呼んでいるということなので、事務という言葉が入るからどうこうというよりも、むしろ、用途は法律で限定されており恣意的に運営しているわけではない。

(鬼木構成員)

- ・ そこは異論ないが、法律で限定されているものがいわゆる事務のものとして解釈できるかそれとも事務以外の一般的な活動のためのものとして解釈できるか、そこが、質問である。つまり、外国の事情と照らし合わせるときにどこまでが外国で事務費用として扱っているのか、事務以外の経済的な、事務に限らず一般的な活動のための首尾として扱っているのかということ、照らし合わせるときのために日本の方の区別をお聞きしているわけである。

(事務局)

- ・ 条文などをお見せして、あるいは実際にこういった事務が列挙されているということをお見せしてご説明した方がいいと思うので、また整理してお出します。

(三友座長)

- ・ いま、ここで問題になっているのは現行の電波利用料制度のことではないと思うので実際にオークションが導入された後にいわゆる電波利用料的な

ものとの整合性が議論されるので、また詳細は事務局の方から直接お聞きいただければと思う。

(服部構成員)

- ・ ヨーロッパの中でオークションを採用している国と採用していない国、具体的にはフランス、先進的にはドイツ・イギリスということだが、実態としてそのオークションのひとつの大きな狙いがいかにはやく電波の割り当て事業を立ち上げるかということである。フランスではそういうオークションを採用しないで、実態として遅れたかどうか、また、オークションをやってみる遅れたということも逆にあるのではないかと思う。だから、オークションだからスピード感があってオークションでなければスピード感がないというのは必ずしも当たらないのではないかな、というのが私のこれまでの印象である。それを、例えば日本も含めて、3Gというのは先進的にかなり早く導入しているので、スピード感という意味では、事務の進め方ということで十分、多分対応できるのではないか。そういう意味でヨーロッパの中でフランスとそれ以外の国の中で実際に新しい電波割り当ての中でスピード感というのは実態としてどう差が出たかということが、もし具体的な例で、3Gはちょっと失敗しているのでそのあとも含めて何かの例があれば、今後追加を出来ればお願いしたい。

(三友座長)

- ・ 今のはご要望と考え、ただいまのご質問に沿った形で何か資料が用意出来るようであればよろしく願います。
- ・ 一点だけ私から質問させていただく。これまでの議論の中であまり出てきていないが、実は非常に重要なのは、市場への影響というか、オークションを導入することによる市場、あるいは、市場の供給者の反対側にいる消費者、利用者への影響というのが一つあると思う。こうした国々の中でオークションを導入したことによって実際に市場価格が高騰したという、あるいは、オークションを導入すると市場価格が高騰するというようなプロパガンダが行われたか等、そういう事例が実際にあるのかどうかというのは、このオークションの懇談会で方々がいろんな懸念をヒアリングの中でも示されたが、実際、市場への影響が非常に問題視されたというような事例があったのか。

(事務局)

- ・ 実際に利用者料金への影響という意味で、オークションがあったがために利用者料金が高騰したというような実態的なデータが出ていない。イギリスにおいてその話を聞いたときに、イギリスの料金というのはヨーロッパのオークションを行った国や行っていない国を含めて全体的に見て安い水準にあるが、サービス内容自体はおそらく遜色がないということで、料金への悪影響というものはなかったのではないかと考えていると伺った。ただ、それを数字で証明しろと言っても難しいということである。

(藤原構成員)

- ・ ドイツの例をもう少し聞きたい。免許の有効期間が3Gのとき20年、LTEのとき15年になった理由は何か。

(事務局)

- ・ 調べていないので今後調べたいと思う。

(3) 再提案募集等の結果について

○事務局から資料6-3、6-4に基づいて発表がなされた。

(三友座長)

- ・ 本日はこの資料について詳細な議論をする時間はないが、一応、再提案募集結果について、このような意見が出されたということである。内容はそれぞれご確認いただければと思う。ただ、この時点で、何か特段ご質問があれば受け付ける。

(鬼木構成員)

- ・ 扱い方についてだが、前々回、第一回目のパブリックコメントの本文が、パブリックコメントのページとして公開されていて、事務局が苦勞してお作りになった項目別のまとめの方がそちらの方に出ていなかったのが残念だと申し上げた。だが、幸い、今回資料の6-3として最初のパブリックコメントに加えて今回のものを付け加える形で整理されたものをお作りいただいたので、当然だと思うが、この参考資料の6-1を公表されるときにユーザーの目、一般の国民の皆の目から見てわかりやすいような、参考資料6-1のページから、資料6-3の中身にリンクで直接行けるような形で公表していただければ大変よろしいかと思う。これはお願いである。

(事務局)

- ・ 承知した。

(三友座長)

- ・ 以上で本日予定されていた議事についてはすべて議論が終了した。最後に平岡副大臣よろしく願いいたします。

(平岡副大臣)

- ・ 特定財源なのか一般財源なのかというところについて、韓国のところは特定財源と書いてあって、よくそのような合意ができたなあと思い、逆に言うと、総務省の立場でそのように言うといけなかもしれないが、もしかして韓国は、それだけ情報通信分野において、財政力を投入して世界をリードしていくという心構え、心意気が示されて、このようになっているのかなと思った。
- ・ もし、できたら、この懇談会で情報通信産業なり電波利用なりについて、国際的にリードするためには、予算をつぎこんでやるべきであって、特定財源にしていくべきだという議論でもしていただければ、我々も大変力強く進めていくことができるのではないかなと思う。実は、東日本大震災の

復旧、復興の関係で、このオークションの代金というものがそちらの予算にまわせるのではないかと期待する方々もかなりおられるので、敢えてそのようなことも申し上げさせていただいた。まあ、これはあまり真剣に検討したうえで言っているのではなくて、今日聞いたところで率直に感じたところを言わせていただいたものであって、皆様方の検討の際に少しでも頭の隅にでもおいていただければと思う。いずれにしても、各国の状況というのはその国の状況に応じて色々な形になっており、先行している例を検討していただき、わが国で導入する際には、世界の模範となるようなものにしていただきたいということを、重ねて申し上げたい。

(4) 閉会

- 次回の会合については、事務局から追って連絡することとなった。

以 上